

記入例

健康保険 被扶養者（異動）届

健康保険組合		事業所										
常务理事	確認者	担当者	課長	担当者								
記号 999		令和 5 年 4 月 1 日 提出										
被扶養者証の番号 99999		本人不明の場合は省略可										
被扶養者のふりがな にっぽ たろう		ふりがな とうきょうとちゅうおうくきょうばし		生年月日 昭和 55 年 2 月 2 日								
被扶養者の氏名 日鋪 太郎		住民票住所 東京都中央区		性別 男								
被扶養者の住所 東京都中央区		この届出を出す際の標準報酬 500 千円		被扶養者資格取得年月日 平成 14 年 4 月 1 日								
被扶養者の氏名 日鋪 太郎		この届出を出す際の標準報酬 500 千円		被扶養者資格喪失年月日								
区分	ふりがな氏名	生年月日	性別	被扶養者との続柄	職業	月平均収入	障害年金遺族年金の有無	被保険者の扶養と世帯別	扶養開始年月日	扶養開始扶養停止の事由	認定年月日	備考
増	にっぽ はなこ 日鋪 花子	S 58 年 10 月 10 日	女	妻	療養中	0	無	同居	R5.4.1	退職	組合記入欄	傷病手当金受給あり
減	にっぽ いちろう 日鋪 一郎	H 13 年 4 月 1 日	男	長男	会社員				R5.4.1	就職	組合記入欄	
		年 月 日									組合記入欄	
		年 月 日									組合記入欄	

保険証の記号・番号を記入

記入不要(人事部にて記入)

本人不明の場合は省略可

今回新たに扶養を追加する方は「増」を選択、扶養から外す方は「減」を選択

給与、年金、営業収入等全ての収入を記入

扶養から外す場合、収入・世帯別・個人番号は記入不要

<記入上の注意>

- *「続柄」は、「妻」「長男」「孫」「実父」「養母」「妻の姉」「弟」「兄の子」など詳しく記入して下さい。
- *「職業」は、「小学生」「アルバイト」「パート」「ピアノ講師」などと記入し、また無職の場合は「療養中」「求職中」など詳しく記入してください。
- *「事由」は、扶養開始の場合は「出生」「婚姻」「退職」など、扶養停止の場合は「就職」「離婚」「死亡」など具体的に記入してください。
あなたが被保険者となると同時に被扶養者となる場合のみ記入不要です。

<扶養開始の場合の添付書類>

- *状況に応じて添付書類が必要です。ホームページ等をご覧いただくか、または事業所担当者にお尋ねください。

受付日付印

5日以内に、事業主を經由してNIPPPO健康保険組合に提出する書類です。(健康保険法施行規則第三十八条)

(注 意) ① この通知書は健康保険施行規則第三十四条により事業主が二カ年間保存しなければなりません。
② この通知書が被保険者の届け出た事項と相違する時は、ただちにそのことを被保険者に通知して下さい。

健康保険 被養者認定 (削除) 通知書

令和 5 年 4 月 1 日 提出

被保険者証の	記号	999												
	番号	99999												
被保険者について	ふりがな	にっぽ たろう	ふりがな	とうきょうとちゅうおうくきょうばし	生年月日	昭和 55 年 2 月 2 日	性別	男						
	氏名	日鋪 太郎	住民票住所	東京都中央区京橋1-19-11										
	事業主の所在・名称確認	<input type="checkbox"/> 申請者本人が作成した、または誤りがないか同人が確認した			この届出を出す際の標準報酬	被保険者資格取得年月日	平成 14 年 4 月 1 日							
					500 千円	被保険者資格喪失年月日	年 月 日							
被扶養者について	区分	ふりがな氏名	生年月日	性別	被保険者との続柄	職業	月平均収入	障害年金遺族年金の有無	被保険者の扶養停止の世帯別	扶養開始の年月日	扶養開始扶養停止の事由	認定年月日	備考	
	増	にっぽ はなこ 日鋪 花子	S 58 年 10 月 10 日	女	妻	療養中		無	同居	R5.4.1	退職	組合記入欄	傷病手当金受給あり	
	減	にっぽ いちろう 日鋪 一郎	H 15 年 4 月 1 日	男	長男	会社員				R5.4.1	就職	組合記入欄		
			年 月 日										組合記入欄	
			年 月 日										組合記入欄	
			年 月 日										組合記入欄	

自動反映
(入力不可)

上のおり認定 (削除) になりましたから通知します。

認定印

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)
なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。